

【報告事項】

三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例（平成24年三条市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第1項」を「第2条第2項」に改め、同条第5号中「第3条」を「第5条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第4条の見出しを「（管理不全空家等及び特定空家等に対する措置）」に改め、同条中「第14条第2項」を「第13条第2項及び第22条第2項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第5条第1項中「第3条」を「第5条」に、「第14条（第13項及び第14項）」を「第22条（第15項及び第16項）」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「次条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「前条第2項」を「第5条第2項」に改め、「勧告」の次に「に関する事項、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更に関する事項その他空家等対策に関し必要な事項」を加え、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（緊急安全措置）

第6条 市長は、空家等の危険な状態が切迫している場合であって、所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講ずることができない特別の事情があると認められるときは、当該危険な状態を回避するために所有者等に代わって必要な最

低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講ずるときは、あらかじめ当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等の同意を得る（所有者等を確知することができない場合にあつては、その旨を告示する）ものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。
- 3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。